

慶應義塾大学全塾協議会特別委員会規則

前文

全塾協議会特別委員会は、全塾生のための福利厚生を増進を目的とした特定の事業を遂行するために全塾協議会の承認によって発足する団体である。当規則は特別委員会の具体的な運営、発足及び組織内容について定めるものである。また、その活動は、民主的かつ自主的な運営によってなされるものと期待する。

第一章 総則

第一条（目的）

特別委員会は塾生を対象とした行事または公共物の使用等の運営に当たって全体の奉仕者として活動することをその目的とする。

第二条（発足）

- ① 特別委員会は委員長が全塾協議会で承認・任命されることによって発足する。
- ② 新たに特別委員会として発足を求める団体は全塾協議会に対して今後一年間の活動計画及び予算計画を提出しなくてはならない。
- ③ その活動内容が第一条の目的に合致していれば、全塾協議会の審議によって特別委員会としての発足を承認する。

第三条（委員長）

- ① 特別委員会の委員長は全塾協議会にて合意された内容ならびに当規則を遵守しなければならない。
- ② 特別委員会の委員長は承認を受けるに当たって委員会の役員人事、活動計画、予算計画について全塾協議会に報告しなければならない。
- ③ 特別委員会の委員長の承認時期は前年度の委員会決算の提出後とする。但し、特別委員会の次年度の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

第四条（活動報告）

特別委員会は全塾協議会の要請があった場合及び全ての年間活動が終了した場合には全塾協議会に対し活動報告を行わなければならない。

第五条（監査）

- ① 特別委員会は年間活動が全て終了したときに全塾協議会に対し、決算を提出しなければならない。

- ② 全塾協議会は前項の決算を監査しなければならない。
- ③ 監査については、全塾協議会監査規則を準用する。

第六条（議事の提出）

特別委員会は議長に対し、議事の提出を行うことができる。ただし、事前に行わなければならない。

第七条（引当金）

- ① 特別委員会の交付金は全塾協議会の審議に基づいて、全塾協議会の定める手続きに従って交付される。
但し、以下の場合には交付金の交付は凍結される。
 - 一 全塾協議会予算作成までに前年度の監査が承認されない場合。
 - 二 全塾協議会予算作成までに活動年度の委員長が承認されない場合。
- ② 前項によって凍結された交付金は予備費に組み込まれ、その後全塾協議会が認めた場合には特別交付金として交付される。

第八条（返納）

特別委員会は不要になった財産を全塾協議会に返納することができる。

第九条（解散）

- ① 特別委員会は次のいずれかの条件が満たされたときに解散する。
 - 一 監査の結果、特別委員会に不正または規則違反が認められ、全塾協議会の審議で解散が承認されたとき。
 - 二 塾生代表、全塾協議会上部団体のうち一つの団体または事務局長が解散請求を行ない、全塾協議会で解散が承認されたとき。
 - 三 特別委員会総会・会議等で解散の決議がなされ、全塾協議会で解散が承認されたとき。
- ② 前項によって特別委員会が解散した場合、残余財産は全塾協議会に帰属する。

第十条（規則）

- ① 特別委員会は規則を制定し、全塾協議会の承認を受けなければならない。
- ② 特別委員会の構成員は規則を遵守しなければならない。

第十一条（登記）

特別委員会は全塾協議会に対して登記義務を負う。ただし、登記の方法については、全塾協議会登記規則の定めによる。

第三章 選挙管理委員会

第十二条（細則）

選挙管理委員会に関しては、この規則の他、全塾協議会選挙規則によるものとする。

第四章 優勝準備委員会

第十三条（細則）

優勝準備委員会に関しては、この規則の他、優勝準備委員会規則によるものとする。

附則

第十四条（従前の優勝準備委員会の地位）

従前の優勝準備委員会は、この規則の施行とともに、全塾協議会特別委員会とする。

第十五条（準用）

本規則は、全塾協議会所属団体に準用する。

第十六条（施行）

この規則は、塾生代表が成立した日から施行する。

起草者 一九九九年慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 岩永 和也

以上の全塾協議会特別委員会規則案として承認する。

一九九九年十二月十日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 志村 真幸

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 濱岡 勇介

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 三浦 元毅

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 白鳥 悟嗣

慶應義塾大学四谷自治会

会長 羽藤 泰

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 松本 恵里子

改正者 二〇〇三年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 宮屋敷 陽太

以上の全塾協議会特別委員会規則改正案として承認する。

二〇〇三年九月一日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 関根 仁

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 岡山 悠太

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 宗形 徹也

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 遠藤 将吉

慶應義塾大学四谷自治会

会長 宮田 功一

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 平島 美香

改正者 二〇〇八年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 加藤 友紀

以上の全塾協議会特別委員会規則改正案として承認する。

二〇〇八年六月十一日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 岡 由里子

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 儘田 大輔

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 遠藤 禎和

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 高橋 健太

慶應義塾大学四谷自治会

会長 東 尚伸

慶應義塾大学芝学友会

会長 大橋 真武

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 牧田 珠恵

改正者 二〇一〇年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 神村 健太郎

以上の全塾協議会特別委員会規則改正案として承認する。

二〇一〇年三月十五日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 安田 結香

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 高橋 直也

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 松坂 亮佑

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 清水 恵介

慶應義塾大学四谷自治会

会長 東 尚伸

慶應義塾大学芝学友会

会長 大橋 真武

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 星 勝晃

改正者 二〇一一年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 神村 健太郎

以上の全塾協議会特別委員会規則改正案として承認する。

二〇一一年十二月二十二日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 小山 玲央

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 簗島 大記

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 安元 雅俊

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 糸田 朋来

慶應義塾大学四谷自治会

会長 胡谷 俊樹

慶應義塾大学芝学友会

会長 伊藤 大祐

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 星 勝晃

改正者 二〇一二年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 伊藤 涼太

以上の全塾協議会特別委員会規則改正を承認する。

二〇一二年二月一六日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 印南 まどか

慶應義塾大学体育会本部

主幹 簗島 大記

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 久保 友人

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 糸田 朋来

慶應義塾大学四谷自治会

会長 胡谷 俊樹

慶應義塾大学芝学友会

会長 伊藤 大祐

慶應義塾大学福利厚生機関本部

代表 齊藤 潤

改正者 二〇一六年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 高井 康佑

以上の全塾協議会特別委員会規則改正を承認する。

二〇一六年十月二十五日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 宮本 光一朗

慶應義塾大学体育会本部

主幹 樋口 貴仁

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 大庭 集平

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 八木 洋樹

慶應義塾大学四谷自治会

会長 友岡 領

慶應義塾大学芝学友会

会長 中込 愛

慶應義塾大学福利厚生機関本部

代表 廣谷 正